

6 地域コンテンツ利活用支援の仕組み

四国コンテンツ連携推進会議では、四国総合通信局と連携し、より多くの地域コンテンツが利活用されることを目的として、制作者や利活用者の希望に基づいて相互に紹介する等、「地域コンテンツ利活用支援パッケージ」を作成しています。

(1) 支援対象

- a. 制作者：
地域コンテンツを制作して、それを広く利活用可能なものとして提供する団体等
- b. 利活用者：
公に情報発信するメディアを通じて、地域コンテンツを利活用した情報発信を希望する団体等

四国内の地方自治体、自治会、市民団体、NPO、生産者組合、商店街組合、学校など

(2) 支援内容

① 利活用先等のDB作成

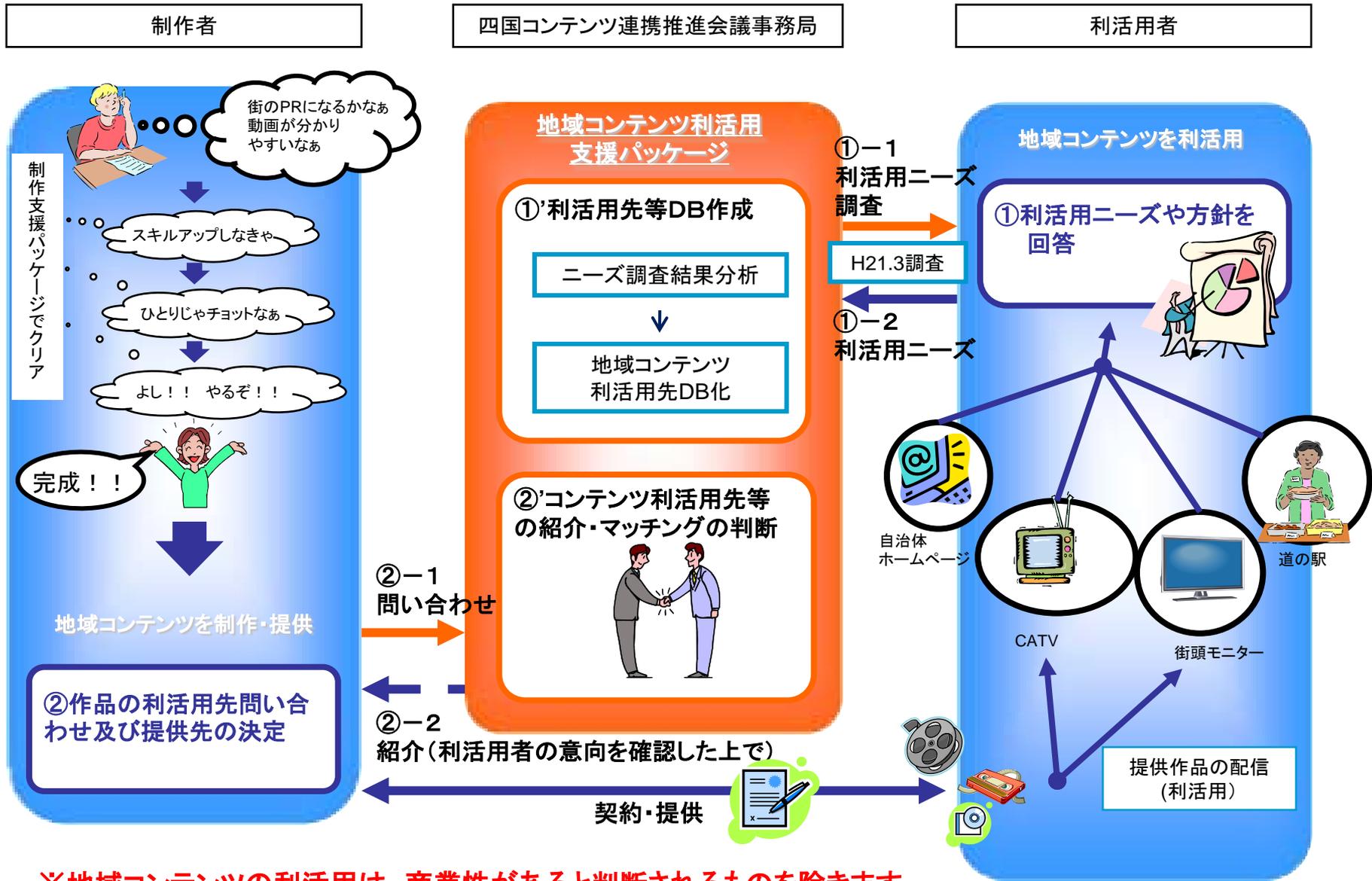
制作者からの問い合わせを通じたニーズの収集、或いは利活用者に対するニーズ調査(平成21年3月実施)結果より利活用の可能性のある団体等ごとに取り扱い条件及び方針等を整理・把握したデータベース(非公開)を作成し、地域コンテンツの利活用促進と利活用を目指した地域コンテンツの制作を促します。

② 利活用先等の紹介

上記DBをとおして、制作者からのコンテンツの利活用先の問い合わせに対して、利活用者の意向を確認した上で提供先の紹介或いは相互マッチングの判断など、実際の利活用促進に向けた支援を行います。

※ 支援内容の流れは次ページ図をご参照ください。

6 地域コンテンツ利活用支援の仕組み



※地域コンテンツの利活用は、商業性があると判断されるものを除きます

■ 本ガイドブックについて

(1) 制作者

四国コンテンツ連携推進会議

(2) 地域コンテンツ制作支援・利活用支援パッケージ等に関するお問い合わせ先

四国コンテンツ連携推進会議 事務局

(総務省 四国総合通信局 情報通信振興課 コンテンツ流通促進担当)

〒790-8795 松山市宮田町8-5

URL: <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/con-shikoku/index.html>

groupmail : shikoku-contents@soumu.go.jp

TEL: 089-936-5061

FAX: 089-936-5014
